

金城学院大学ガバナンス・コードの遵守状況報告書

点検基準日：令和6年9月30日

遵守項目	遵守	遵守状況
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重 金城学院大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。		
1-1 建学の精神	—	(1) 建学の精神・理念 「福音主義キリスト教に基づく、女性への全人教育。」 (2) 建学の精神・理念に基づく人材像 「真理と正義を愛し、世界の平和と人類の福祉に貢献する女性を養成する。」 (3) 社会的存在意義 「互いの尊厳を認め、互いを生かしあえる愛に基づく社会をつくる。」
1-2 教育と研究の目的 (私立大学の使命)	—	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等 本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的を定め、人材育成に努めています。 ※金城学院大学学則 第1条・第5条の2 ※金城学院大学大学院学則 第1条・第4条の2
	○	(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて 金城学院創立130周年にあたる2019年度に、140周年に向けた第一歩として、まずは135周年までの5年間を見据えた「金城学院中期計画2020-2024」を策定した。中期計画は、年度毎の事業計画に落とし込まれ、年度単位で事業報告を行っている。また、中期計画・事業計画・事業報告については、常任理事会及び定期理事会で審議・承認を得た後に、ホームページにて公表している。
	○	(3) 私立大学の社会的責任等 大学教育の質向上を図るため、内部質保証推進会議・教育課程編成会議等を組織して、カリキュラムの点検・評価及び改善活動を行っています。また、学生を優先に考えることはもちろん、ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた経営を行っています。
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本） 学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。		
2-1 理事会	○	(1) 理事会の役割 理事会の運営（意思決定・議決事項の明確化・業務執行の管理・学長への権限委任・実効性のある開催）に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。また、意思決定の迅速化を図るため、理事会の下に常任理事会を置き、原則月2回開催しています。
2-2 理事	○	(1) 理事の責務の明確化 理事の責務に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、明確化しています。また、理事は善管注意義務及び賠償責任を負うため、損害賠償責任保険加入により、責任が加重にならないようにしています。
	○	(2) 学内理事の役割 教職員理事の具体的な責任担当範囲は、常任理事会で定め、適切に業務を遂行しています。
	○	(3) 学外理事の役割 私学法第38条第5項に該当する外部理事を3名選任しています。外部理事は、理事会において様々な視点から意見を述べ、議論の活性化に寄与している。
	○	(4) 理事への研修機会の提供と充実 学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題を共有し、意見交換する機会を設けている。
2-3 監事	○	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について 監事の責務に関しては、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、明確化しています。監事は、理事会・評議員会・常任理事会に出席し、必要に応じて意見を述べています。
	○	(2) 監事の選任 理事長は、評議員会の同意を得た上で、理事会の審議を経て、2名の監事を選任している。また、監事の就任・退任時期が重複しないように調整しています。
	○	(3) 監事監査基準 金城学院監事監査規程を制定し、監事監査を行っています。
	○	(4) 監事業務を支援するための体制整備 監事・公認会計士・内部監査室長との情報交換を行っています。また、監事への学外での研修機会も提供しています。
2-4 評議員会	○	(1) 諮問機関としての役割 評議員会の諮問機関としての役割については、寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
	○	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。 評議員会開催前に、事前に資料を送付することで、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保しています。
	○	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。 寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
	○	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。 寄附行為・寄附行為施行細則に規定し、遵守しています。
2-5 評議員	○	(1) 評議員の選任 寄附行為の定めに基づき、23名の評議員を理事会・評議員会においてそれぞれ選任している。
	○	(2) 評議員への研修機会の提供と充実 評議員会開催前に、事前に資料を送付しています。また、評議員会開催時に、学校法人を取り巻く環境や財務状況等について、課題等を説明しています。

遵守項目	遵守	遵守状況
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化） 学長の任免は理事会が行い、学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。		
3-1 学長	○	(1) 学長の責務（役割・職務範囲） 学長は、学則第1条の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督しています。
	○	(2) 学長補佐体制（副学長・学長補佐、学部長・研究科長の役割） 大学に副学長・学長補佐を置くことができるようにしています。副学長の職務は、学則第58条の2第2項に、学長補佐の職務は、学長室規程第5条第2項に定められています。学部長の役割は、学則第58条の2第3項に、研究科長の役割は、大学院学則第52条の2第3項に示されています。
3-2 教授会・研究科委員会	○	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係） 教育研究の重要事項を審議するため、教授会と研究科委員会を設置しています。教授会の審議事項は学則第60条に、研究科委員会の審議事項は大学院学則第56条に定められています。学長の最終判断は、教授会・研究科委員会の審議結果に拘束されるものではありません。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係） 私立大学は、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。		
4-1 学生に対して	○	(1) 学生の学びの基礎単位である学部及び研究科においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。教育理念の実現に向け、3ポリシーを全学的な基本方針に策定し、大学全体のポリシーと学部学科や研究科専攻ごとのポリシーを定め、学生に明示し、公開しています。
4-2 教職員等に対して	○	(1) 教職協働 大学運営に関する各種委員会においては、教員と共に事務職員も構成員となっており、日常的に協働しています。また、教員・事務職員それぞれから理事を選出しており、教職協働体制を確保しています。
	○	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント 教職員の資質・能力向上のために、FD・SD研修会を毎年実施しています。また、ハラスメント防止研修や危機管理対策セミナーについても毎年実施しています。
4-3 社会に対して	○	(1) 認証評価及び自己点検・評価 2021年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受け、その結果、大学基準に適合していると認定されました。（認定期間：2022年4月1日～2029年3月31日）また、教育研究活動をはじめとする諸活動は、本学の中期計画に基づき行われ、諸活動に携わる組織自らが自己点検・評価を行い、質の保証とその改善・向上に向けた恒常的な取組みを推進しています。
	○	(2) 社会貢献・地域連携 KIDSセンターや研究推進・地域連携センターにおいて地域社会へ向けた取り組みを行っています。また、心理臨床相談室においては、地域の方へのカウンセリング等も行っていきます。
4-4 危機管理及び法令遵守	○	(1) 危機管理のための体制整備 大規模地震対応のマニュアルを作成し、構成員に配付しています。ハラスメント防止・公的研究費不正使用に関しては、規程を整備し、遵守しています。
	○	(2) 法令遵守のための体制整備 職員就業規則に規定し、遵守しています。また、公益通報担当の理事を置き、通報者の保護を図っています。
第5章 透明性の確保（情報公開） 私立大学は、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。		
5-1 情報公開の充実	○	(1) 法令上の情報公開 学校教育法施行細則等の法令に基づく情報公開については、ホームページの「情報公開」において公開しています。
	○	(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、ホームページ・広報誌等を用いて発信しています。
	○	(3) 情報公開の工夫等 学校法人に関する情報については、ホームページによる公開に加え、各事務所においても紙媒体で備え置いています。情報公開にあたっては、情報公開規程に規定し、遵守しています。